



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 15 日 (月曜日) 号外 第 16 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 条 例

|                                  | 頁         |  | 頁         |
|----------------------------------|-----------|--|-----------|
| ○宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例…………… | (総合政策課) 2 | る条例……………   | (総合交通課) 2 |
| ○宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止す           |           | ○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例…………… | (人事課) 2   |
|                                  |           | ○宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 (観光推進課)        | 3         |
|                                  |           | ○建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………                                  | (建築住宅課) 3 |

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例 (条例第 1 号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じた者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した利子補給事業及び信用保証料補助事業を行うため、基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例 (条例第 2 号)

#### 1 廃止の理由及び主な内容

高千穂線鉄道施設整理基金に係る事業の終了に伴い、当該基金を廃止するため、条例を廃止することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和 3 年 3 月 31 日から施行することとしました。

### ◎ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 3 号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

会計年度任用職員等の退職手当について、勤続期間の計算に必要な読替規定を追加する改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 (条例第 4 号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心な運営の確保を目的として、事前合宿地及びホストタウンでの新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (条例第 5 号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例をここに公布する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第1号

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じた者に対する利子補給事業及び信用保証料補助事業の実施に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じた者に対する利子補給事業及び信用保証料補助事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例（平成20年宮崎県条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年3月31日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第3号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年宮崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前           | 改正後  |
|---------------|--|
| 附 則<br>(経過措置) | 附 則<br>(経過措置)  |
| 2 [略]         | 2 [略]  |
|               | <u>3 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者</u> |

を含む。)に対する新条例第7条の2の規定の適用については、  
同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第4号

## 宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

## (設置)

第1条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、県民並びに事前合宿地及びホストタウンにおける選手等の安全・安心を確保することを目的とした新型コロナウイルス感染症に対する対策に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

## (繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するための新型コロナウイルス感染症に対する対策のための事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第5号

## 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| (出入口)  | (出入口)   |
| 第9条の2 共同住宅、寄宿舍及び戸数が3以上である長屋の用途に供する建築物の主要な出入口は、道に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。               | 第9条の2 共同住宅、寄宿舍及び戸数が3以上である長屋の用途に供する建築物の主要な出入口は、道に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。                        |
| (1) その主要な出入口から道又は公園、広場その他の空地に避難上有効に通ずる幅員1.5メートル（階数が3以上又は延べ面積が300平方メートルを超える共同住宅及び寄宿舍にあっては、2メートル）以上の通路を設けた場合 | (1) その主要な出入口から道又は公園、広場その他の空地に避難上有効に通ずる幅員1.5メートル（階数が3以下で、かつ、 <u>延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル</u> ）以上の通路を設けた場合 |
| (2) [略]  | (2) [略]   |
| (他の用途部分との区画)   | (他の用途部分との区画)  |
| 第18条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合におい  | 第18条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合におい   |

て、当該用途に供する部分（以下この条において「当該部分」という。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 令第 112 条第 17 項の規定により防火区画を行う場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備で区画すること。

(2)・(3) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

て、当該用途に供する部分（以下この条において「当該部分」という。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 令第 112 条第 18 項の規定により防火区画を行う場合（同項 ただし書の規定による措置が講じられている場合を含む。）を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備で区画すること。

(2)・(3) [略]